

## 保育所等申し込みに関する同意書

確 認 項 目 (確認終了後、右欄の□にチェックをお願いします)		同意欄
1	実際とは異なる内容で申し込みをした場合は、調査の上内定を取り消しとし、入所後に明らかになったときは保育の実施を解除（退所）します。	<input type="checkbox"/>
2	申し込み後、ご家庭の状況に変更があった場合（就労日数・時間が減った、妊娠により産休・育休取得予定がある等）は、必ずご連絡ください。 <u>変更後の内容が入所時と大きく異なる場合、保育の実施を解除（退所）することがあります。</u>	<input type="checkbox"/>
3	申し込みの理由（意思）がなくなった場合は、すぐにご連絡の上、「保育所入所申込取下書」を提出してください。	<input type="checkbox"/>
4	入所日前日までに面接・健康診断を受けられない場合や、面接・健康診断の結果によっては内定が取り消しになる場合があります。	<input type="checkbox"/>
5	就労の要件での利用の基準は、「月64時間以上就労している状態」です。この基準は申し込み時だけでなく、入所中も変わりません。	<input type="checkbox"/>
6	妊娠・出産の要件での保育の実施期間は、原則として出産予定月の前2か月の1日から後2か月の末日までとなります。出産予定月から2か月を経過した後に就労を開始するなど、保育の実施基準を満たす別の要件により継続利用を希望する場合には、再入所申し込みが必要となります。	<input type="checkbox"/>
7	疾患やアレルギー等がある場合、安全な保育を実施するにあたり特別な配慮が見込まれる場合には、主治医の意見書や診断書などを提出していただくことがあります。	<input type="checkbox"/>
8	保育料を算定するための税関係書類を期限内に提出していただけない場合は、該当する年齢の最高額で保育料を決定いたします。	<input type="checkbox"/>
9	保育料は、世帯の税額により算定いたします。離婚後も子と同居している場合や、別居していても戸籍上子の親権者である場合は、父母の税額を合算の上保育料を算定いたします。また、父母の所得の状況に応じて同居している祖父母等の税額を合算し保育料を算定することがあります。	<input type="checkbox"/>
10	保育の実施及び保育料算定のため、村が保有する住民基本台帳の情報や健診結果及び課税情報を確認させていただくことがあります。	<input type="checkbox"/>
11	小規模保育事業の利用は2歳児まで（3歳になる3月末日）です。卒園後は優先的に連携園への利用を調整しますが、小規模保育事業と連携園では、開所時間・曜日が異なります。ご理解の上お申し込みください。	<input type="checkbox"/>
12	入所のしおりの内容について確認し、了承してからお申し込みください。	<input type="checkbox"/>

東海村長 あて 保育所等入所申し込みにあたり、以上の記載事項について同意します。

(署名欄) 同意年月日 令和 年 月 日

保護者（父）氏名 \_\_\_\_\_

保護者（母）氏名 \_\_\_\_\_

児 童 氏 名 \_\_\_\_\_

## 保育所等入所に関する確認票

I. 保育所等に入所できない場合の家庭における保育対応について、あてはまる項目に○をつけてください。

- 1 育児休業等の期間延長により、保護者が自宅で保育する。  
(延長可能期間： 年 月 日まで)
- 2 同居している家族等が保育する。(父・母・祖父・祖母・その他 ( ))
- 3 村内・近隣市町村に住む家族等が保育する。(父・母・祖父・祖母・その他 ( ))
- 4 現在通っている保育施設等に引き続き通う。(施設名： )
- 5 認可外保育施設や幼稚園等の施設を利用する。(施設名： )
- 6 その他 ( )

II. 児童2人以上で申し込みの場合、可能な限り同時期に同じ保育施設に入所できるよう調整します。しかし、入所可能枠の都合等により、同時期に同じ保育施設への入所が不可な場合の対応について、以下の選択肢から希望する項目に○をつけてください。以下の選択肢にないものは、原則希望できません。

- 1 同時期に同じ保育施設を利用できなければ空き待ちをする。(同時同所)
- 2 同時期であれば、別々の保育施設でも利用する。(同時別所)
- 3 1人だけでも利用する。他の児童は同じ保育施設を利用できるまで空き待ちをする。(別時同所)  
優先児童名※： \_\_\_\_\_  
→ 1人だけ入所した場合、次回の入所調整から、他の児童の希望園を入所した児童と同じ園のみに自動的に変更してもよいですか。(変更しない場合は、希望園を変更するには窓口での手続きが必要です)  
 変更する                       変更しない
- 4 1人だけでも利用する。他の児童は別の保育施設でも良いので空き待ちをする。(別時別所)

※ 優先児童とは、きょうだい別々の保育所に内定できる場合に、どちらを入所させるかを希望するものです。優先児童名を記入しても、その児童が入所保留となり、記入していない児童のみ内定した場合は、記入していない児童が先に入所することになります。